

災害に強い森林づくり推進事業

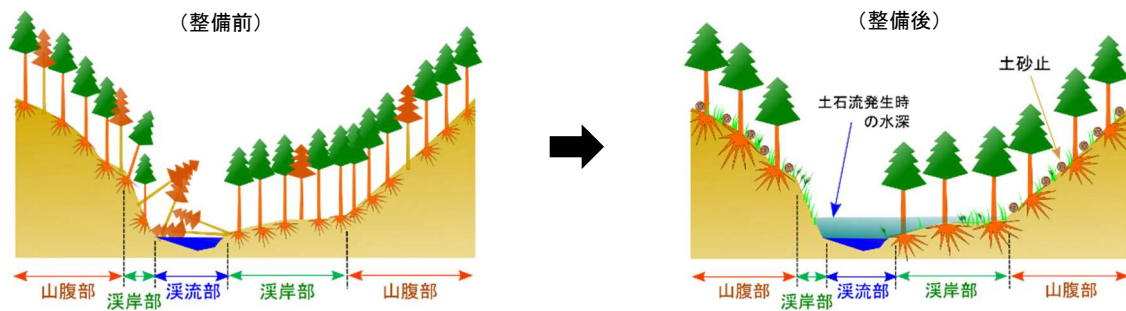
近年頻発する豪雨等の異常気象の増加をふまえ、流木や土砂の流出による災害発生への恐れのある溪流沿いの森林を対象に、三重県が流木災害等を軽減するため、「みえ森と緑の県民税」を活用して「災害緩衝林整備事業」と「土砂・流木緊急除去事業」の二つの事業を行っています。

災害緩衝林整備事業

・溪流内の危険木の除去や、流木や土砂の流下を緩衝する溪流沿いの森林整備、倒木や土砂の溪流への流入を抑制する山腹斜面での森林整備などを進め、流木災害等を軽減します。

【災害緩衝林整備事業のイメージ図】

整備区域を「溪流部・溪岸部・山腹部」の3つエリアに分けて整備しています。



令和3年度は、15市町の30箇所において事業を実施

【松阪市(カテガ谷)】

(溪流部・溪岸部の整備前)

(溪流部・溪岸部の整備後)

(山腹部の整備前)

(山腹部の整備後)



溪流部・・・流木となる恐れのある危険木を下流へ流れ出さなくするために倒木・流木等の危険木の伐採・搬出を行います。

溪岸部・・・立木の太く化を促す調整伐、伐採木の撤去を行い、上流からの土砂・流木等の流下を緩和軽減させます。

山腹部・・・溪流内に倒木や土砂が流れ出さなくするために立木の根系の発達を促す調整伐実施と土砂止設置を行います。

※調整伐とは、立ち木の密度を緩和し、成長を促進するための抜き伐り。

土砂・流木緊急除去事業

・治山施設等に異常に堆積した流木や土砂等を除去し、台風や豪雨時に流下して下流に被害を与えることを防ぎます。

令和3年度は、4市町の4箇所において事業を実施

【土砂・流木緊急除去事業のイメージ図】



(施工前)

【紀北町(江竜)】

(施工後)

